

別表九（一）の記載の仕方

1 この明細書は、保険業法に規定する保険会社が法第60条（保険会社の契約者配当の損金算入）の規定の適用を受ける場合又は法第81条の3第1項（個別益金額又は個別損金額）（法第60条の規定により同項に規定する個別益金額又は個別損金額を計算する場合に限ります。）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

2 「剰余金基準による益金算入額の計算」の各欄は、昭和42年改正法令附則第5条（契約者配当に関する経過規定）の規定の適用を受ける場合に記載します。